

広島市告示（安芸区）第 33 号

令和 8 年 4 月 8 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部市民課	主 任	文元 万里子
（区役所時間外窓口）	主 査	高野 紀子
	主 事	森川 泰裕
	主 事	山田 智春
	主 事	神田 理沙
	主 事	武内 風花
	主 事	原田 実音

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和 32 年広島市条例第 20 号)第 2 条第 9 号、第 14 号及び第 16 号に規定する手数料の収納（区役所の時間外窓口の事務）

3 委任年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで